

仕 様 書

1 業務名称

マイナンバーカード交付事務用統合端末等関係機器賃貸借

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 賃貸借・保守期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（9か月間）

4 仕様及び数量

別紙「機器明細」のとおり

5 設置場所

① マイナンバーカード駅地下臨時交付センター（岡山駅地下通路広場）（11台）

② 岡山市地域センター10箇所（内訳台数）

- ・ 北区役所高松地域センター（岡山市北区高松原古才247番地）（1台）
- ・ 北区役所足守地域センター（岡山市北区足守718番地）（1台）
- ・ 中区役所富山地域センター（岡山市中区丸山115-1ハッピーズ丸山店内）（1台）
- ・ 東区役所上道地域センター（岡山市東区東平島191番地）（1台）
- ・ 南区役所妹尾地域センター（岡山市南区箕島1024番地8）（1台）
- ・ 南区役所福田地域センター（岡山市南区古新田1186番地）（1台）
- ・ 南区役所興除地域センター（岡山市南区中畦593番地）（1台）
- ・ 南区役所藤田地域センター（岡山市南区藤田508番地）（1台）
- ・ 南区役所児島地域センター（岡山市南区北浦716番地）（1台）
- ・ 南区役所福浜地域センター（岡山市南区福富中一丁目16番22号）（1台）

※ ただし、設置場所及び台数は変更する可能性がある

6 機器納入期限

令和8年7月1日 ※搬入については、岡山市と事前に打合せを行うこと。

7 納入時の条件

- (1) 賃貸借物件搬入時の梱包、運送、搬入、事前準備に要する費用及び賃貸借期間満了後の回収・撤去に要する費用、並びに解約に伴う賃貸借物件返還時の搬出に要する費用を積算に含めること。

※初期設定として地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）配布のアプリケーションのインストール等を行い、住民基本台帳ネットワークを利用可能な状態で納入すること。なお、機器に関連する作業以外（CS（コミュニケーションサーバ）の設定作業等）は、市が別途契約している保守業者が行う。また、市に帰責性のない初期不良が発生した場合は、速やかに代替機を納入すること。

- (2) 賃貸借物件には、動産総合保険を付すること。

- (3) 以下のものを作成し、提出すること。

- ・納品及び保守に係る問い合わせ連絡体制表 … 契約後10日以内
- ・調達機器一覧表（製造番号の記載を含む） … 納品時

8 メーカー及び機種

- (1) 機器はメーカー・機種・型番等が同一であること。

- (2) 自作機器及び中古品または一部中古品を使用したもの等、メーカーの正規保証が受けられない機器は認めない。

9 保守

- (1) 機器障害時の保守

別紙「機器明細」の「2」「3」「4」の機器について、故障、機能停止等の異常が生じた場合、市が障害の一次切り分け（ハード要因、ネットワーク要因、システム要因等）を行う。市が機器の障害によるものだと判断した場合、指示に基づき障害切り分けのためのログ採取等を行い原因調査後、速やかに復旧作業を行うこと。復旧作業は原則として、障害連絡を行った当日に設置場所で行うこととする。復旧方法については、機器の原因であり、SSD等の交換が必要な場合は、現地での交換及び代替機の設置のどちらでも構わないが、7(1)と同様に住民基本台帳ネットワークシステムを用いた業務が利用可能な状態にすること。

- (2) アプリケーションソフト等のバージョンアップ

機器につき、J-LISの提示する手順書に基づき以下の作業を各設置場所にて行う。

- ・OSのバージョンアップ作業（年2回程度）
- ・各種ウイルス対策ソフトウェア等の更新作業（年2回程度）
- ・アプリケーションソフトのバージョンアップ等作業（年2回程度）
- ・J-LISの指示による作業（必要に応じて随時）

※各種作業は見込みであり、増減する可能性がある。作業については、効率的に他の作業と同時に行うことができるものは市と協議の上、同時に行うことも可能とする。

なお、各種バージョンアップ作業について、代替機器を用いるなど、業務に支障がない形で行うものとする。

(3) 機器移設

施設移転等により、機器作業が必要となった場合は、必要な設定作業を行うこと。なお、IP アドレスの変更のみ等の簡易な作業については、市において行うことができるように手順書を作成し、提供すること。

(4) その他

・上記以外の作業についても、機器に関連するものは対応すること。

※保守に係る費用（作業者の派遣、修理に必要な部品代、代替機の費用等）は本契約に含めることとし、本仕様書に記載する保守業務において、市に対して別途費用請求をすることはできないものとする。

※機器障害時の保守については、当日対応ができる様に体制を整備すること。

10 返還

(1) 賃貸借期間満了後、配置した賃貸借物件をすべて撤去すると同時に、当該物件のSSDに記録されたデータの完全消去又はディスクの破砕を行うこと。

(2) 確認のため岡山市が立会を求めた場合は対応すること。

(3) ただし、岡山市が別の方法を認めた場合はこの限りでない。

11 機器の選定

(1) 今回調達する機器は、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末として使用する機器であり、住民基本台帳ネットワークシステムでの使用などJ-LISが提供する「市町村機器整備概要（第4.9版）」の仕様を満たす機器を選定すること。

(2) 記載内容以外で本市が求めている内容については、別紙に記載する。

12 賃借料の支払方法

(1) 毎月払いとし、賃貸借期間の契約総額を9等分した金額を月額賃借料とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、初回の賃借料に端数分を加える。

(2) 賃貸料は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。